



税

の申告は正しくお早めに！

期間は、2月16日～3月15日です

市・県民税と所得税の申告が始まります。申告は正しくお早めに済ませましょう。申告について不明な点は、申告相談会場でお尋ねください。

市・県民税

市・県民税の申告は市役所へ

左のページを参考に市・県民税の申告が必要な方は、2月16日(火)から3月15日(月)までの間に申告をお願いします。

市・県民税の申告は、課税の基礎資料のためだけでなく、所得証明あるいは課税証明などの証明書の発行や、国民健康保険税、保育料の算定および年金・各種手当などの基礎資料にもなりますので、期限内に必ず申告してください。

申告相談に必要な物

●申告書と印鑑

●所得がわかるもの（源泉徴収票、営業・農業・不動産などの事業所得の収支内訳書など）

●医療費の領収書、生命保険料等の証明書など確認できるもの（国民年金保険料に係る社会保険料控除を受ける場合は、国民年金保険料の支払いをした旨を証する書類が必要になります）

申告相談を受けられる方へのお願い

- (1) 必要と思われる書類は、すべてお持ちください。
- (2) 配偶者、扶養控除を受ける場合は、ご家族の所得の内容、金額などもわかるようにしてください。
- (3) 収支内訳書、医療費の支払総額など計算できるものは、事前に済ませてから会場へお出かけください。

所得税

確定申告はお早めに

所得税の確定申告は、昨年一年間の所得と税額を自分で計算して、申告・納付する手続きです。2月16日(火)から3月15日(月)までの間に、信濃中野税務署へ申告してください。

申告期間の終了間近になると大変混雑しますので、申告の手続きを早めに済ませていただくようお願いいたします。問い合わせ先 信濃中野税務署 ☎(22)3151

問い合わせ先
市役所税務課課税係
☎(22)2111(内線225)

◇申告相談日程 受付時間 午前8時～午後3時（申告相談の開始は午前9時から）

期日	2月							3月												
	16	17	18	19	22	23	24	25	26	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	15
	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月
対象地区	中野会場 還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭
	豊田会場 上今井	上今井	豊津	豊津	豊津	永田	永田	永田	永田	*中野会場は、市民会館41号会議室（2階）、豊田会場は、豊田支所大会議室（2階）で行います。 *3月1日(月)以降は、中野会場のみとなります。										

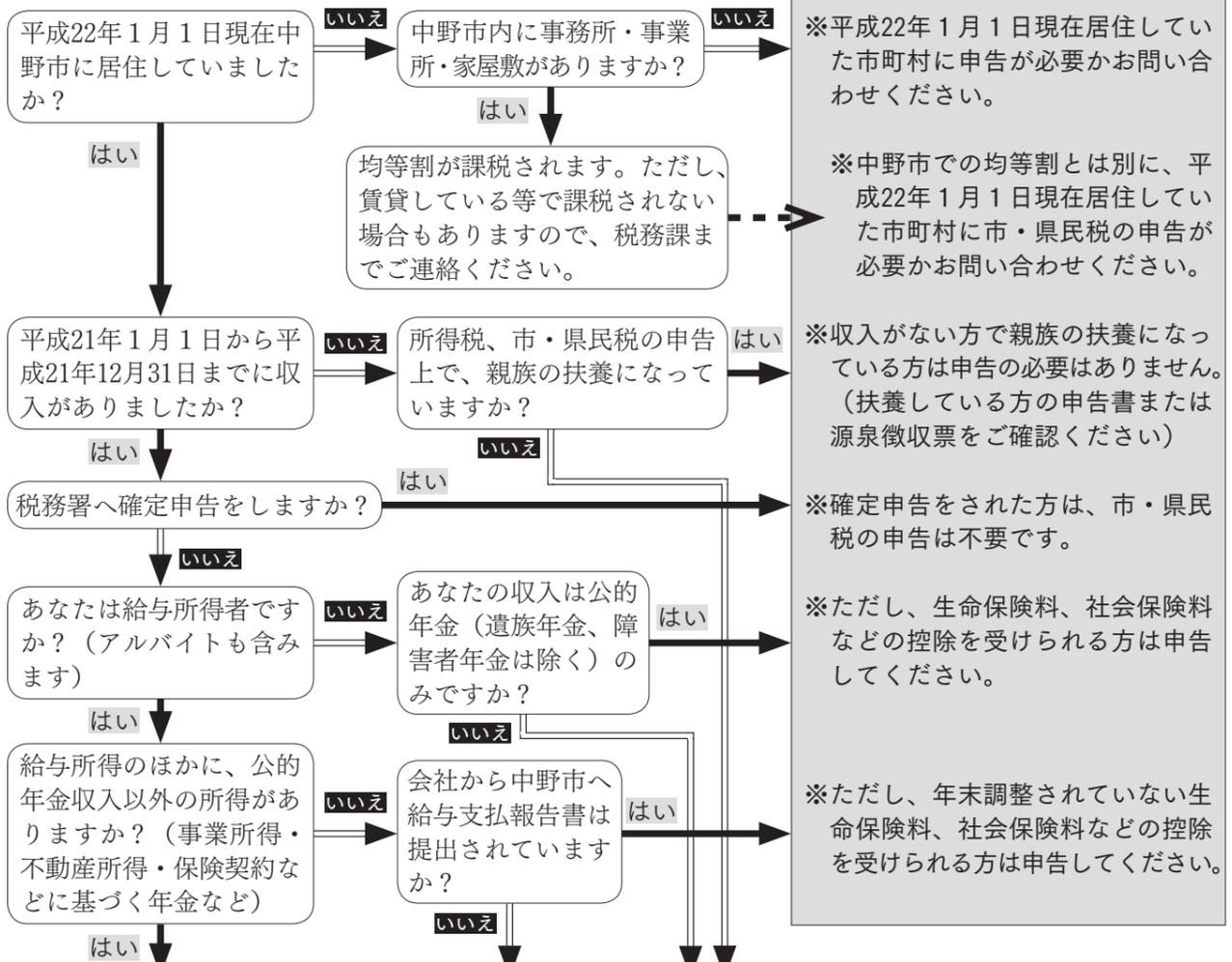
※2月16日、3月2日の「還付申告」日は、給与・年金所得の所得税の還付を受ける方（市内全地区）を対象とします。なお、対象地区の指定日に来られない方も相談は受けられますが、混雑をさけるため、できるだけ対象地区日にご来場くださるようお願いいたします。

市・県民税の申告書は、前年の申告状況および平成21年中に会社を退職された方などにお送りしています。申告書が送られてこない場合でも、下の図により「市・県民税の申告が必要です」に当てはまる方は、市役所税務課へお問い合わせください。



市・県民税の申告が必要な方は

はじまり



※次に該当する方は、確定申告が必要になりますのでご注意ください。

- ・事業所得、不動産所得のある方や、年金受給者などで平成21年中の所得金額の合計が各種所得控除などの合計額を超える方《市・県民税と所得税（確定申告）の所得控除額は異なるものがありますのでお気をつけください》（給与所得者）
- ・給与の収入が2,000万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けている方
- ・給与所得者で、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

※市・県民税の申告では所得税の還付は受けられません。確定申告が必要です。

※他にも、確定申告が必要になる場合があります。詳しくは、信濃中野税務署 ☎(22)3151 または市役所税務課 ☎(22)2111内線225までお問い合わせください。